

資産運用に関する規制動向

TOPICS
01

SEC、上場企業の四半期報告義務を緩和する規則案を公表

- 2026年5月5日、SECは上場企業に四半期報告の代わりに半期報告を選べるようにする規則案を発表した。現在は四半期報告が義務だが、提案が採択されれば半期報告が可能になる。半期報告を選ぶ企業は、「四半期報告3回と年次報告1回」の代わりに、「半期報告1回と年次報告1回」となる。
- 目的は、企業が自社と投資家にとって最適な開示頻度を選べるよう、規制上の柔軟性を高めること。SECのアトキンス委員長は、現行ルールの硬直性が企業や投資家の選択を妨げていると説明した。関連規則も改正し、財務諸表の要件を新制度に合わせて簡素化する。

TOPICS
02

金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表

- 2026年5月8日、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表した。背景には、昨年、証券監督者国際機構（IOSCO）が公表した集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告・実施ガイダンスがある。これを踏まえ、公募投資信託の流動性リスク管理について、投資運用業者に適切な対応を促す狙いで、所要の改正を行うものである。
- 改正点は、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の「VI-2-3-1 業務執行態勢（1）運用財産の運用・管理」に検証時の留意点として「運用財産の流動性を適切に管理するため、保有する資産の流動性に応じた解約条件の設定や変動型の信託財産留保額の導入など、流動性に関する合理的な措置を講じているか。」を新設。業界団体でも関連規則の改正に向けた意見募集が進んでおり、適用はパブリックコメント終了後、所要の手続きを経て行われる予定。

TOPICS
03

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）が「暗号資産ステーキングビジネスに関するベストプラクティス」を公表

- 2026年5月7日、一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）は、ステーキング事業者および関連業界の実務の参考となる「暗号資産ステーキングビジネスに関するベストプラクティス」を策定し、公表した。
- このベストプラクティスは、国内外で拡大するステーキング市場において、安全性・透明性・利用者保護を重視した運営に資する観点を整理したものであり、事業者が自社の事業特性やリスク特性を踏まえつつ、より適切なサービス提供を検討する際の参考となる事項を取りまとめている。

（出所）「SEC.gov | SEC Proposes Amendments to Permit Optional Semiannual Reporting by Public Companies」

（<https://www.sec.gov/>）、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について：金融庁」

（<https://www.fsa.go.jp/>）、「暗号資産ステーキングビジネスに関するベストプラクティス」を公表 | 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）」（<https://cryptocurrency-association.org/>）

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年5月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会